

第十回国会 人事委員会 議 録 第十号

昭和二十六年五月二十二日(火曜日)

午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 田中伊三三君
委員 田中 重彌君 理事 藤枝 泉介君
理事 堀上房太郎君 理事 平川 篤雄君
理事 松澤 兼人君
加藤隆太郎君 塩田賢四郎君
西村 久之君 小林 信一君
成田 知巳君 八百板 正君
岡田 春夫君

出席政府委員

人事院事務官(人事総局給與局長) 瀧本 忠男君
人事院事務官(人事院事務官) 慶徳 庄意君
人事院事務官(人事院事務官) 岡部 史郎君
人事院事務官(人事院事務官) 岡部 史郎君
委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

本日の会議に付した事件

国家公務員災害補償法案(内閣提出第六八号)(参議院送付)

○田中委員長 これより人事委員会を開会いたします。

ただいまより国家公務員災害補償法案、内閣提出第六八号、参議院送付を議題といたしまして、質疑を継続いたします。成田知巳君。

○成田委員 国家公務員災害補償法案につきまして、最初概括的な問題で二、三質問いたしまして、あと逐条的にお尋ねいたして行きたいと思ひます。まず最初にお尋ねしたいのであります。この法案を通過いたしますと、

従来の補償規定であります労働基準法に基く補償を一步も出していないという感じを受けるのであります。何のためになつたか、了解に苦しむところがあるのであります。労働基準法による補償よりも、この法案で長所の点があるといひましたならば、それを承りました。

○慶徳政府委員 冒頭の説明のときに申し上げたのであります。この法律の基本的考え方、損害賠償責任の確立、このことにより、損害賠償責任の確立という観点におきまして、国家の使用主と民間の事業主たる使用主との間に、原則的には同じであるべきであらうという観点に立つて、考へておるわけでありまして、ただ公務員の場合におきましては、給與制度その他の点につきまして、幾多違つております点があるもので、この法律も内容的には部分的に違つてゐるところがございます。さらにまた一般的な問題といたしましては、従来の制度自身と実質的にかつていないといふような御質問でございます。けれども、昔の制度のままにとり残されておられます関係上、あるいは扶助とか、給與とかといふような御念のもとに立法されておるのであります。先ほど申し上げました事業主の損害賠償制度の確立という観点なり、あるいはまたそれから参りますところの職員の当然の権利であるといふような観点に立つて、現行制度を自己が立法され

ておらないのでございます。従いまし、一つには今申し上げました損害賠償制度を確立いたしますと同時に、当然公務員の権利として明確に定めて行こうというのが根本の一つの考え方でございます。

さらにまた内容について申し上げます。たとえば療養補償等につきましては、労働基準法と大体において同じような形において立法はいたしておりますけれども、実際の運用面におきましては、療養補償はなおるまで補償を続けて行こう、従いまして原則として打切補償の制度がござりまするが、打切補償の制度は、まづたくのよくの例外の場合以外、実際の心構えとして運用しないといふような点は、やはりまづつてゐる点の一つであらうかと存じます。

さらにもう一つの点としましては、平均給與額算定の基礎でございます。御承知の通り労働基準法におきましては、災害発生の日以前の三月間の平均という制度をとつてゐるのであります。たとへばその後にござりまするベース改訂等のごとがござりましたような場合においても、依然として災害発生の日三月前というやり方をとつておるのであります。この法律におきましては、形式的には同じ形をとつておりますが、第四條の第四項に、著しく公正を欠く場合は人事院規則で定めるという一本の条項がござりまする。ベース改訂等が行われましたような場合に於いては、現実に給付事由の発生

しましたとき、言いかえれば障害補償の例をとりますと、長い人は二年ないし三年というふうな方もござりまする。で、症状が固定いたしました、現実に補償をもらいますときの給與ベースによりまして、補償額を計算して行こうという考え方をとつております。

なおまたただいま申し上げましたのは、具体的な問題の二、三の例であります。従来単に扶助とかあるいは給與という観点で立法されておりましたばかりでなく、各庁がきつめておられた運用されて参つておるわけでありまして、これに対する総合調整の機能も全然ないのが、現在の制度であります。また補償の裏打ちとなつてゐる予算につきましても、きつめて輕微な予算しか計上しておらないといふようなことに相なつておりますので、補償自身の公正な運営の問題、あるいはまた予算上の不足からいたしますところのいろいろの弊害があつたのであります。この制度におきましては、人事院がその総合調整の機能といたしまして、さらにまたこの三十三條にも特に他に例のない立法をしてゐるのであります。予算の計上自身につきましても、人事院における調査研究の結果に基いて予算を計上するといふような特殊な条項を設けまして、補償の完全な裏打ち及び実施の公正を期してゐるというふうなやり方をとつておるわけでありまして、従いまして、いかにも形式的には現在とはとんだかわりがないのではな

いか、あるいは労働基準法とは同じであるのではないかといふような御質問であります。以上代表的な点を二、三申し上げただけでも、概念的に立法の精神が根本的にかつておりましたばかりでなく、実質的内容におきましても、相当の進歩を見せておるものと考へておる次第でございます。

○成田委員 本法案が非常に進んでおるといふことを御説明があつたのでありますが、拜聴いたしておりました。私正直に申してあまりびんと来ないのであります。具体的な例もあつておるが、損害賠償責任の確立という趣旨からいひまして、民間と官公吏と同じ取扱ひにしておるのである、こういうことを御説明になつたのであります。と申しますのは、民間の労働者といひますと、これは何と申しまして職業権なりあるいは団体交渉権を持つております。事実上相当の会社におきましては、労働基準法を上まゐるところの補償規定といふものを、労働協約で獲得してゐるのです。現に国鉄においても、民間企業と申すよりは、公共企業体であります。国鉄においても、労働基準法以上の内容のものを獲得しております。また官公吏は、これはもう私から申し上げるまでもなく、国家公務員法の九十六條であつたと思ひますが、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために全

力を上げて職務に専念する、一身を捧げて専念するのです。民間の労働者のいわゆる労働を売買するという建前と全然違つておるのです。特に労働基準法はあらゆる大小の企業、町工場までおります通り、新しい恩給制度も人事院においても目下検討を加えておるのであります。新しい恩給制度等におきまして十分考慮いたしたい、かように考えております。

おります通り、新しい恩給制度も人事院においても目下検討を加えておるのであります。新しい恩給制度等におきまして十分考慮いたしたい、かように考えております。

○成田委員 後ほど逐条の質問のときに
にお尋ねしたいと思つたのですが、今
本法案の長所だということでも御説明に
なつた二、三の点について疑問をお伺
いしたいのであります。その一つは
今までの療養補償というものは途中で
打ち切つておつた。今度は完全になる
まで療養補償をやるので、打ち補償は
やらない。こういうような点が非常な
長所だと御説明があつたのであります
が、私たちの承知しておる限りでは、
工場法では労働者災害補償法でも、こ
の療養の補償、療養の給付というもの
は、傷害があるまで行われておつた
のです。失つてこれを途中で打ち切つた

というようなことはないと思うのでありますが、事実従来は療養補償がまだ完全に病気がなおらないのに打切られたということがあるのでありますから。

○農林政府委員 労働基準法及び労災法の運用は、私どもいろいろ伺つておるのであります。ただいま御質問のように、原則としてはなおるまで補償する、ただその例外といたしまして

りますことは、先ほど申し上げた通りでございます。労災保険におきましては、この打切補償を運用いたしましては、件数は、件数そのものとしては比較的少うございますが、しかしそれによりまして、打切補償の条項を相当活用しておるといふ面も実隙面においてございます。

〔田中委員長退席、藤枝委員長代
理着席〕

ただ國家公務員の場合におきまして従来の制度が何分にもばら／＼になつておりまして、たとえば官吏に對しましては、巡査看守療治料という勅令が從來ございます。これは勅令をごらんになるとわかりますが、いわゆる傷病に對してのみ療養費を支給するといふ建前になつておりまして、疾病に對しては何ら言及していませんのであります。ところが昭和二十二年法律第一六七号という暫定的な法律を制定いたしまして、労働基準法に相當する補償をしますというような制度が設けられたのであります。何分にもこの法律自体が三くだり半のような法律になつております。總合調整の機關もうまく行つておりませんし、これが実施面におけるところの予算上の裏切りというような点においても、遺憾なきを期していないというような面等がございまして、なか／＼思うように運営されていなかつたのがほんとうの事実でございします。私は療養補償の分について、少し有利であるという意味のことを申し上げたわけでありますが、それは全体のうちの一部分として申し上げたのでございまして、そのみが有利であるというふうに申し上げたのではございせん。

○成田委員　ほかにも有利な点を二、三あげられたのでありますが、療養補償で今まではなおつていないのにもかからず打切つて、打切補償をやつておつた、しかしながらこの法案が出ますとなおるまでは完全にやるのだということ、いかにも今までの取扱いに不備があつたような御説明があつたのであります。私たちの知つてゐる範圍内では、たとえば指を一本飛ばした、

これ以上は完全に治癒ができないといふときに打切補償を出すのは当然なのだと思います。慶應さんの御説明を聞いていますと、何だか根がはえて指がもともになるまでしてやるという印象を受けるのではありません、そういうことはとても考えられないのであります。その点で本法案が有利であるということとはとてもいえないと私たち感ずるのであります。それから今一部あげたと言われて、あとまだたくさんあつたそうではありますが、そのうちベース改訂の場合を言つていらつしやつて、たとえばベース改訂があつても、災害発生前三箇月間の平均給與額を計算して支給されるというのであります。私はこれは逆だと思ふのであります。ほんとうに有利な取扱ひをなさるとすれば、最近の情勢から行きまして、物価というのは

さん、数月において高くなるとは、然なのであります。災害発生前の三箇月間の平均給與額をおとりになることは、むしろ公務員にとつては不利なことです。たとえば補償でも補償を打切る三箇月前をとるとというのが公務員にとつてむしろ不利な取扱ひではないかと思ふのであります。むしろ逆の御説明をなさつておるように感ずるのであります。が、どうでしょうか。

て、この法律の趣旨としては災害発生
の前の三月間の総額を平均給與額算定
の基礎にするということが理論的に正
しいことであらうかと考えます。た
この前提のみで律しますするには、少
とも現在の段階としては適當でない
という面がございますので、先ほど申
上げましたように、第四条第四項の
規定によりまして、ベース改訂等が起
りました場合においては、その新しい
ベースによりまして平均給與額を計算
して行こう、こういう考えをとつてお
つておるわけであります。

○成田委員 それから従来は大体予備
金支出でその都度々々やつておつた
が、今度予算に計上されたというので
すが、幾ばくほど計上されております
か。

○慶徳政府委員 実は人事院といたし

ましては、昭和二十五年頃からこの法律を実施するようにいたしたいという考えをもちまして、予算の増額をはかつております。今年度の予算といたしましては、補償費は一般会計、特別会計を通じて二億七千万円計上いたしております。ところがその前におきましては一般会計、特別会計を通じてわずかに三千万円というような貧弱な予算でございました。なおまた二億七千万円の予算を計上いたしましたとしても、これは当然予備費から自由に支出し得る建前をとっておりますので、二億七千万円でなお足りない場合におきましては、いつでも予備金から支出し得るという態勢をとっております。

○成田委員　今の御答弁で補償費として二億七千万円を計上したというのであります。法案を見ますと、二十二

ましては、昭和二十五年度的からこの法律を実施するようになしたいという考えをもちまして、大蔵省と相当交渉をいたしまして、予算の増額をはかつております。今年度の予算といたしましては、補償費は一般会計、特別会計を通じて二億七千万円計上いたしております。ところがその前におきましては一般会計、特別会計を通じてわずかに三千万円というような貧弱

な予算でございました。なおまた二億七千万円の予算を計上いたしましたとしても、これは当然予備費から自由に支出し得る建前をとっておりますので、二億七千万円ではなお足りない場合におきましては、いつでも予備金から支出し得るという態勢をとっております。

○成田委員 今の御答弁で補償費として二億七千万円を計上したというのでありますが、法案を見ますと、二十二

的に申し上げることができる点であらうかと思ひます。しかしながらわれわれとしましては、そのみに限定するというような意思はごうまつも持つておりません。先ほど申し上げましたごとく、健康管理の面からいたしまして、各人ごとにカードをつくる計画になつております。その病状の推移等から判断いたしまして、少くとも公務と相当因果関係がある、その結果において発病したものであるということを認められる者につきましては、單に結核病棟勤務者のみではなくして、全部補償するというふうに運用したいと考えております。

○成田委員　もう一つは警察職員の問題であります。これがこの法案ができますと、また地方公務員についても同じ問題が起きまして、たとえば消防吏員なんかも同じことだと思つたのです。警察職員だとか消防吏員は、みずから危険におもひて、そうして自分の職務を遂行しなければいかぬ、積極的に危険な状況に自分の身を投ずるわけです。こういう人々に対する補償というものは、他の一般官吏とは別な特別な取扱いが必要だと思つたのであります。が、この法案を見ますと一向さういふ点には触れていないのであります。が、その理由をひとつ伺ひたいします。

○慶徳政府委員　まつたく仰せの通りであります。この法案の場合におきまして、ただいまの点はいろ／＼検討を加えたのであります。が、現在の制度といたしましては、現行恩給制度といたしましては、うらはらの關係について考えなければならぬというふうに考えておるわけでありませう。御承知の通り現在の恩給

制度におきましては、公務傷病につきましては、増加恩給あるいは公務遺族扶助料という制度がございます。その場合における公務の内容を二つに分けて、特殊公務と普通公務に分けておられます。特殊公務というのは昔の戦時公務でございます。従いまして警察官、消防官吏等は官吏でありまして、皆押しなべて恩給法の適用を受けております。その恩給法におきまして、ただいま御質問のような危険を顧みずして凶賊を逮捕した、それがために傷害を受けた、あるいは不幸にしてなくなられたという場合には、おきましては、特殊公務といたしまして、普通公務よりは一段高い恩給を與える仕組みが現在とられております。従いまして私どもの考えをいたしましては、先ほど申し上げましたように、新しい公務員制度にふさわしいところの恩給制度を別途考へておるのでありますが、その新しい恩給制度のできごとと関連をとりまして、その問題も十分検討したいと考えております。が、現在の制度としては、とにかく恩給においてその面が見られておるわけでありまして。

○成田委員 ではこれから逐条的にお尋ねしたいと思います。

第三条でございしますが、第三条に「人事院及び人事院が指定する国の機関は、この法律及び人事院規則で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責に任ずる。」いわゆる実施機関の規定があるのではありませんか、具体的に「人事院が指定する国の機関」というのは大体どういふものを予定しておられますか。

○慶徳政府委員 大体におきまして給與法におきまして、やはりそれ／＼の実施機関がございします。従いましてその庁における人事管理の一環として適正な運営をはかるということがきわめて大事でありますので、給與法における実施機関と同じような実施機関、言葉をかえて言いますと、各省各庁、さらにはまた大きなところの外局というふうなところを実施機関として指定して参りたい。基本的な考え方は、給與法における実施機関とまったく同じような実施機関として指定して参りたい、かように考えております。

○成田委員 この実施機関が、法律に定めるところに違反した場合、罰則の規定がないように拜見する場合、罰則の規程、いかがでありますか。

○慶徳政府委員 仰せのごとく、ただいま御質問の点につきましては罰則の規定はございしません。問題は実施機関と一口に申し上げても、実務に携わった職員自体を具体的に意味するところになるであろうと考えています。ところがこの補償事務を実施いたしますところの実際の職員というものは、別途国家公務員法におきまして、それ／＼懲戒処分、いわゆる停職あるいは免職、減俸というふうなそれ／＼の制度があるわけでございます。従いましてこの制度において罰則を科し、さらにまた国家公務員法におけるところの罰則を科するということは、管理者側に二重の負担をかけたもので、また事務執行者に対して重複した罰則を科するというふうなことになることもありますので、この条文からは除いてあるわけでございます。しかしながら依然としてこの制度の運用は金銭給與の問題に相

なりますので、會計法上の罰則の適用を受ける場合もあるということは当然と考へます。

○成田委員 こういう重大な補償に関する取扱ひをしている人々がこれに違反した場合に、三十四条の罰則の規定から見ても、他の輕微な者に対してさても「六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する」という規定を設けてあるのではありませんか、当然その実施の責に任じておられる、今慶徳さんは個々の官吏と言われましたが、やはり機関として、その監督の地位にある人として、これに対しては嚴重な罰則の規定を設けるのが当然ではないか、でなければ三十四条の罰則の規定というものはあまりに行き過ぎた、どうも権衡を失っていると感じるのであります、どうでありますか。

○慶徳政府委員 私が先ほど事務担当者として申し上げたのでありますが、事務担当者として申し上げたことは、單なる下の事務屋ばかりでなく、いたしまして、実施機関の長そのものも、当然私の申し上げた事務担当者の中に入ります。従いまして実施機関の長であります。従いまして、国家公務員法の適用を受けることににつきましては、いささかも疑問はございせんので、管理者側についてのみ重複した一種の罰則規定を設けるというところ自体があまり適當でないであろうという考えでございます。

○成田委員 それから第三条に「人事院及び人事院が指定する国の機関」とありますが、人事院も実施機関でございまして、人事院も実施機関でございまして、人事院も、人事院の職員自身につきまして当然実施しな

ればなりませんので、かように規定したわけでございます。

○成田委員 そういたしますとこの四項に「実施機関が第一項の規定により行うべき責務を怠り、云々、その場合に人事院は、その是正のために必要な指示を行うことができる。」云々、この指示を行います、もし人事院がこれに違反した場合にどうなるのか、みずから被告でありながら、みずから指示することではないかと思ふのですが、それがこれに対して是正するのでありますか。

○慶徳政府委員 ただいま御指摘になりました規定は、あにひとり今回の法律がまつた新例を開いたものではありませんが、現在の給與法におきまして、第二十条だつたか記憶いたしません、人事院に更正決定の権限を與えております。精神におきましては、給與法における更正決定の考え方とまったく同様の趣旨でございまして、あとより限り一般公務員の権利を公正に運営して行くというのが精神でございします。ただいま人事院がみずからきめたものをまた人事院が是正するのとはおかしいやないかというふうな御質問でございしましたが、別のものといたして申しますと、大蔵大臣は内閣省の長としての権限と、國務大臣としての権限と、いわば二重の人格を持つております。かつての地方長官は官吏としての権限と、さらにまた地方庁の長としての権限と、これまた二重の人格を持つておつたわけでありまして、この法律の執行の場合におきまして、あるいは現在の給與法の執行等におきまして、人事院は今引例をいたしたものと同じような二重の人格が当然付與されるものというところにならうと

考えます。

○成田委員 それは問題の性質が違ふと思うのですが、水かけ論になりますので、次に移りたいと思ひます。

第五条に「国は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において國家賠償法又は民法による損害賠償の責を免れる。」とありますが、この規定は工場法なんかにもあつたと思ひますが、よく問題を起した規定で、もし逆に民法によつて損害賠償の請求が行われまして、この損害賠償が決定した場合に、まだ国の方で補償をやつてなかつたという場合には、国としてやはり賠償をやらなければいけない結果になると思ふのでありますが、この条文の解釈というものはどうでござい

○慶徳政府委員 ただいま御質問の点は、おそろしく示談等によりまして、民法による損害賠償を先に受取つて、その後においてこちらの補償を支給するというふうな場合が大体適例として當るのじやないかと思ふのであります。が、もうすでにこの点につきましては先例と申しますか、きまつておりまして、その場合におきましても重複しては支給しないという解釈をとつております。

○成田委員 それから第十條でございしますが、療養と療養費の支給を選択的に行うことができるようになっておりますが、療養費の支給をやる場合はどういふ場合でございしますか。

○慶徳政府委員 實際の運営をいたしましては、医療機関を指定いたしました指定しました医療機関から医療を受けますときには、いわゆる現物補償

五

つきましては一言半句言及いたして
りません。ただ規定しておりますの
は、労働者災害補償保険法でございま
す。これもきわめて観念的に規定して
おるのみでございまして、いわゆる補
装具の支給につきましては、ちようと
この二十二条の第四号と同じような条
文があるのみであります。この条文
の類推解釈運用によりまして、労災保
険では運用している現実でございま
す。

○藤枝委員長代理 それでは、本日は
この程度にとどめまして、明日は午前
十時半より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前零時四十分散会